

別紙 提案書2 収支計画案 新旧対照表

No.	シート名	セル	修正前	修正後
1	・財務三表 ・財務三表 (例)	C14	附帯事業収入	附帯提案事業収入
2	・財務三表 ・財務三表 (例)	E13 : X13	= ' 利用料金削減額 ' ! \$ E \$ 23 ' = ' 利用料金削減額 (例) ' ! \$ E \$ 23	= ' 利用料金削減額 ' ! ? 23 ' = ' 利用料金削減額 (例) ' ! ? 23 ※ 「 ? 」 は、当該E13～X13の各セルのカラム (列) 名 (E～X) に対応。
3	・財務三表 ・財務三表 (例)	E73 : X73	2023/3/31～2042/3/31	2024/3/31～2043/3/31
4	・運営権対価 ・運営権対価 (例)	B3	—	運営権支払額の記載に当たっては、「一括」、「前払金及び分割」又は「事業期間を通じた均等分割」の如何に関わらず、年度ごとに支払額を合算した値を計上すること。また、本表については、便宜上、当該支払い行為を行う予定年度の翌年度に支払額として計上すること。 ※2行挿入し、上記を追記。挿入に伴い以降の行について参照関数を変更。
5	・運営権対価 ・運営権対価 (例)	E21⇒E23	E21 = IF (E20=" ", " ", NPV (D22, E15 : X15))	E23 = IF (E22=" ", " ", E17 + NPV (D24, F17 : X17)) ※現在価値化に当たり、令和5年度計上分が、0期におけるキャッシュアウトとなるので、当該期に合わせ関数を修正
6	・利用料金削減額 ・利用料金削減額 (例)	E22 : X22	=IF (?20=" ", " ", ?21*(1-?20)) ※ 「 ? 」 は、当該E22～X22の各セルのカラム (列) 名 (E～X) に対応。	=IF (?20=" ", " ", ROUND (?21*(1-?20), 0)) ※ 「 ? 」 は、当該E22～X22の各セルのカラム (列) 名 (E～X) に対応。
7	・利用料金削減額 ・利用料金削減額 (例)	E23 : X23	=IF (?20=" ", " ", ?21*?20) ※ 「 ? 」 は、当該E23～X23の各セルのカラム (列) 名 (E～X) に対応。	=IF (OR (?21=" ", ?22=" "), " ", ?21-?22) ※ 「 ? 」 は、当該E23～X23の各セルのカラム (列) 名 (E～X) に対応。
8	・利用料金削減額 ・利用料金削減額 (例)	A25	改築費削減額	利用料金削減額
9	・主要工事一覧 (機械・電気) ・主要工事一覧 (機械・電気) (例)	G8, I8, P8, Z8	—	※罫線のスタイル変更。記載例中への参考値入力。

別紙 提案書2 収支計画案 新旧対照表

No.	シート名	セル	修正前	修正後
10	<ul style="list-style-type: none"> ・主要工事一覧（管路施設） ・主要工事一覧（管路施設）（例） 	B3	<p>管路施設の改築更新に係る業務については、市想定数量に対し運営権者が実施数量及び時期の見直しを図り、提案することを可能とするが、市が応募者に開示する資料の前提が異なる（ただし、契約書に定める瑕疵担保期間を超過した場合を除く）、又は応募時に想定しえない事象の発生を除き、要求水準を満たすに当たり、提案の在った実施数量を超過する工事が必要となった場合においても、当該超過分の工事も含め運営権者が提案した額で行うこと。</p> <p>ただし、市想定数量を超過する工事が必要であると認められた場合においては、市想定数量を超過する分について総価契約単価合意方式に基づき金額の見直しを行う。</p>	<p>管路施設の改築更新に係る業務については、市想定数量に対し運営権者が実施数量及び時期の見直しを図り、提案することを可能とするが、市が応募者に開示する資料の前提が異なる（ただし、契約書に定める瑕疵担保期間を超過した場合を除く）、又は応募時に想定しえない事象の発生を除き、要求水準を満たすに当たり、提案のあった実施数量を超過する工事が必要となった場合においても、当該超過分の工事も含め運営権者が提案した額で行うこと。</p> <p>ただし、市想定数量を超過する工事が必要であると認められた場合においては、市想定数量を超過する分について総価契約単価合意方式に基づき金額の見直しを行う。</p>

別紙 提案書2 収支計画案 作成に係る確認表

No.	シート名	項目	質問	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・財務三表 ・財務三表（例） 	(1) 損益計算書	<p>損益計算書について、「令和5年度（第1期）」の左欄に0年目を設けてほしい。創立費や物品買取費など事業開始前にかかるコストを入力する欄がない。</p>	<p>「創立費や物品買取費など事業開始前にかかるコスト」については、第1期に繰延資産として計上のうえ、後年含め費用化することで問題ない。</p> <p>本処理で問題があるならば、「価格要素に関する提案書」の算出結果に影響を及ぼさない範囲において、応募者にてD列に0期を設け、当該項目を設けても問題ない。</p> <p>当該シートの冒頭に記しているように、評価関数に影響を与えない範囲であれば、応募者は、「必要に応じ費目等の追加又は削除のうえ、適宜、関数の修正等を行い作成すること。」が可能である。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・財務三表 ・財務三表（例） 	(2) キャッシュ・フロー計算書	<p>キャッシュ・フロー計算書について、61行目（財務活動キャッシュ・フロー）の項目に「株式発行」や「償還配当」を入れる必要がある場合はどうすればよいか。</p>	<p>当該シートの冒頭に記しているように、評価関数に影響を与えない範囲であれば、応募者は、「必要に応じ費目等の追加又は削除のうえ、適宜、関数の修正等を行い作成すること。」が可能である。</p> <p>当該指摘項目についても、同様に追加して問題ない。また、「株式発行」に伴い0期計上を要する場合は、「価格要素に関する提案書」の算出結果に影響を及ぼさない範囲において、応募者にてD列に0期を設け、当該項目を設けても問題ない。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・財務三表 ・財務三表（例） 	(2) キャッシュ・フロー計算書	<p>キャッシュ・フロー計算書について、66行目（期首現金及び現金同等物の残高）に10.0百万円が入力されているが、0が正しいのではないか。</p>	<p>本記載は、資本金計上分が第1期にそのまま残存したものであり、記載について問題はない。</p> <p>なお、当該記載については、あくまで記載例であることから適宜応募者の事業内容に応じ記載を求めるものであり、記載例については何ら拘束性を生むものではない。</p>